

# 司法福祉連携の辺で ～「岡山モデル」による実践報告～



刑事委員会 委員 上月 健輔 (新61期)

## 一、序論に代えて

大阪の某有名弁護士は、刑事弁護の究極の目的は、無罪判決を勝ち取ることだ、と言い切られたらしい。

近年は、岡山にも複数の無罪判決を勝ち取り、無罪請負人と呼ばれる方々がおられ、その方々に比肩すべくもないが、当職にも現時点までで一件だけ、無罪判決を得た経験がある。

しかし、その経験には、刑事弁護の究極の目的を達成したという高揚感など微塵もない。むしろ悔恨と汚辱に満ちた苦い思い出である。

記録を引っ張り出してみると、平成25年の判決なので、当職が西大寺で独立開業した初年度に担当させていただいた事件である。

被告人A氏は、岡山駅にほど近い住宅街で生まれ育ったが、20歳代で家出をして、その後20年以上、路上生活を送っていたらしい。時折、家族がいない時を見計らい、実家に入り出して食べ物や衣類等と調達していたが、数年前から家には誰も住んでおらず、空き家状態になっていることは判っていた。今回の事件前にも荒れ果てた実家に忍び込み、残っていたブカブカのズボンを着用し、それまでの習慣通り、パンクした自転車(ママチャリ)の前後の荷台に荷物類を置いて、自転車を押しながら街中まで出かけていった。ベルトやパンツは見つけられなかったので、自転車を押しているうちにズボンが下がってきて、下腹部がむき出しになる。この姿を通行人が見て、通報し、Aさんは「公然わいせつ」の嫌疑で逮捕されたのである。

のちに開示された調書類には、取り調べに対して、Aさんがそれなりに応答している様に作り上げられているが、当職が接見した際のAさんの対応で、全く話がかみ合わず、Aさんが何らかの、重篤な「障害」をもっていることは明らかであった。

当時の当職には、重篤な「障害」のある被疑者・

被告人の弁護の経験がまだ乏しかったので、ホームレス支援の経験のある岡山パブリック法律事務所の弁護士の内諾を得て、複数専任の申立てをした。しかし、「公然わいせつ」という微罪で、簡裁係属事件であったため、申立ては却下された。しかし検察官は、簡易鑑定も経ないでAさんを起訴したため、第1回公判で被告人質問の状況を見て、裁判官は当職の鑑定請求を認め、Aさんは精神鑑定に付された。

鑑定の結果、Aさんは「残遺型統合失調症」で軽度精神遅滞の状況にあり、感情の鈍麻・平板化、思考能力の低下・貧困化、意欲・自発性の低下などの症状が顕著だとされた。

これにより、Aさんに対しては、「本件犯行当時被告人が心神喪失の状態であったという合理的な疑いが残る」とされ、無罪の判決が下された。それまでの調査で、Aさんの父母はすでに亡くなっており、知れたる親族としては父方の伯母のみで、その伯母も「面倒は見れない。」と言っていることは判っていた。執行猶予判決等であれば、更生緊急保護の対象になるが、無罪では保護観察所も手が出せない。当職がもう少し機転がきけば、ホームレス支援団体等に連絡を取っていただろうが、当時はそこまで気が回らず、生活保護のパンフレットを渡して「一緒に福祉事務所に行って相談しましょう。」と告げるのが精いっぱいであった。Aさんは、気のない風で「いいです。」と当職の申し出を断り、パンフレットも受け取らなかった。

Aさんには、困ったことあれば連絡ください、と名刺を渡していたが、その後、Aさんからの連絡は一度もない。

## 二、閑話休題(1)

刑事裁判は、被告人の「構成要件に該当する違法で有責な行為」を処断するものであり、被告人の人格や考え方、あるいは生き様などは、情状レ

ベルでしか関係がない。

本件でいえば、Aさんの、公道上で下腹部をむき出しの状態にしていた行為は「公然わいせつ罪の構成要件に該当」し、違法性阻却事由も不見当であるが「有責」とまでは言えない旨が判示されたので、まっとうな「裁判」であり、当職は刑事弁護人としての職責を全うしたこととなる。また、刑事弁護人が当番弁護等により初めて被疑者・被告人と接触してから、判決により任務終結となるまでは、一般的には、せいぜい2か月程度の期間である（少年事件では、さらに短く、最長でも48日程度である）。このような、短い期間で、被疑者・被告人の生き方や考え方に影響を及ぼすなどと考えること自体、弁護士が福祉や人間心理の専門家でなく、支援のためのノウハウや資源等を持ち合わせていないことを勘案すれば、むしろ「傲慢」といえる。

しかし…

Aさんの事件を思い出す時には、当職は、どうしようもない無力感や挫折感にとらわれ、酒を飲まずには居れなくなる。

### 三、「岡山モデル」による支援を得て

司法と福祉の連携「岡山モデル」の発効により、当職が苦い酒を飲まずにすみ、酒を旨く感じる機会も増えている。

もともと、当職は、「岡山モデル」の発効当初から、尾崎SWの「困難を抱え、支援を必要とされる人なら支援します」という善意に付け込んで、必ずしも「障がい者」「認知症高齢者」といえない被疑者・被告人にも支援を依頼しているので、典型的なケースは、3回目の支援依頼の事案となる。

この事案の対象者Bさんについては、成育歴等が、刑事記録からもはっきりしない。かなりはっきりした知的障害があり、支援学校を卒業したことは判るが、その後は支援が途絶え、記録等が残されていないのである。

判っているのは、父母は早くに亡くなっており、残された家に姉と2人で住んでおり、軽度の知的障害のある姉は生活保護を受給して暮らしているが、本人には療育手帳を受けた形跡がないこと、時折面倒をみてくれた叔父が亡くなったあとは、姉が食事を作ってくれる程度で、ほぼ放置されたような状態であったこと等である。

Bさんは、通学路で公然わいせつ行為をしたり、

近所の寺社で賽銭盗をしたりして、すでに前科7犯であった。今回も、出所後1か月足らずの間に前刑の時と同じ寺社で賽銭盗をして捕まった。

初回接見時に知的障害があることはすぐ判ったので、「岡山モデル」により嶽崎SWの支援を仰ぎ、複数回の同行接見もおこない、所轄の福祉機関等への問い合わせもしてもらったが、支援が途絶えたままなので、何も出てこない。

嶽崎SWの、一から支援を組み立てる必要がある、との判断により、紹介いただいたメンタルセンター岡山の野口医師に牟佐の刑務所まで往診に来てもらい、「知的障害」との簡易診断を受けて、嶽崎SWに更生支援計画を策定してもらったうえで、証人出廷もお願いした。

判決は、求刑4年のところ、懲役3年2か月の実刑であった。

この量刑だけを見ると、社会福祉士の支援は反映されていないようにも見えるが、判決書には以下の一文がある。

「被告人のように知的な問題を抱え、盗みによる服役を繰り返す者が、服役後、犯罪を犯さず生活していくためには、福祉的な対応が必要不可欠であると考えられるところ、社会福祉士が更生支援計画を作成の上今後の支援を約束する旨証言していること、被告人は、事実を認め、もう刑務所に出たり入ったりしたくないと述べ、出所後直ちに当該社会福祉士に連絡する旨を約束していることなどを考慮し、これまでの刑期も踏まえ、被告人に対しては、主文の刑に処するのが相当である。」この「出所後直ちに…社会福祉士の連絡する」旨の約束については、正直なところ、3年2か月後に本人が覚えているかどうか疑わしかったので、当職の連絡先および嶽崎SWの連絡先を記したカードを作成して、本人に差し入れをした。

### 四、後日談

この判決から2年半を経過したころ、広島刑務所のソーシャルワーカーから当職の事務所に電話が入った。同刑務所に服役中のBさんに出所後の帰住先等に関して面接したところ、はかばかしい回答が得られず、同意を得て持ち物検査したところ、前記のカードが見つかったので連絡した、とのことであった。

同様の連絡をうけていた嶽崎SWと打ち合わせて、岡山保護観察所でテレビ会議の方式により広島刑務所のソーシャルワーカーや本人と面談を重

ね、Bさんが出所する際には、岡山保護観察所、岡山地域定着支援センター、そして嶽崎SWが協働して帰住先（岡山市南区の救護施設を想定）に引き継ぎ、その後の社会復帰への道筋をつける、ということになった。

元弁護人弁護士は、出口支援には役に立たないため、当職は打ち合わせへの出席以上の深い関わりができなかったが、3年2か月後には、Bさんは浦安荘に帰住し、嶽崎SWの所属する法人を候補者にする形で成年後見等を申立てて、その支援を受けながら賃貸住宅での自立生活を送る予定である、と聞いている。

## 五、まとめに代えて

社会福祉士による更生支援計画を証拠提出し、社会福祉士の証人尋問を実施すると、検察官から「被告人が、更生支援計画に従わなかったとき、どう責任を取るのか？」という意地悪な質問がなされることがある。この質問は、（当職の邪推であるが）論告の際に「更生支援計画に強制力がないため、実効性に疑問がある。」とケチをつけるための前振りである。

当職は、こういう場合には、再主尋問で「更生支援計画の目指すのは、本人の自発的な更生意欲に依拠した支援やエンパワーメントであり、無理強いするものではないですね。」との誘導をして、最終弁論で「人は変わりたいと思ったときに初めて変れるものであり、本人の自発的な意欲に依拠しない、画一的で強制的な矯正教育など有害なだけである。」と展開するようにしている。

人権感覚に優れた人権派弁護士からは指弾されるであろうが、当職は、「人は皆、変わる」という楽観論を抱いていない。まして、司法試験に合格しただけの弁護士が、わずかな期間の、しかもアクリル板越しの接見で、被疑者被告人がそれまでの人生の中で培ってきた考え方や生き方を変えるほどの、人格的感化力を具備しているなどという思い上がりは持ち合わせていない。

当職ができるのは、「刑務所を出たり入ったりする生活は繰り返したくない。」という思いのある被疑者・被告人に対して、その思いを実現する途を見出す手助けをする程度のことである。

刑事弁護の実務に就いてすぐに実感したのは、ほとんどすべての人は、「悪い」から罪を犯すのではなく、「弱い」から罪を犯してしまうのである。推理小説に登場する冷徹な犯罪者など、現実には

存在しない。

「弱さ」ゆえに犯罪に陥るのであれば、その「弱さ」を補う福祉的支援により、一端は犯罪に陥っても、そこから立ち直ることができるであろう。しかし、今まで述べてきたように、弁護士の人格的感化力（？）で立ち直りを支えていけるなどというのは幻想にすぎない。

そんな力を持ちあわせていないから、社会福祉士や心理カウンセラーなどの他職種の専門家の力に頼るしかないのである。

立ち直りへの意欲は被告人本人に依拠し、立ち直りへの支援は他職種専門職にお願いするわけなので、弁護人のやったことはコーディネートだけで、結果も保障できないので、「岡山モデル」の利用は、ある意味弁護人の「自己満足」に過ぎないかもしれない。

しかし…

最近、よく刑事裁判の傍聴に来られる元家裁判調査官氏から、「刑事弁護人は、被告人に対し判で押したように『反省していますか？』と聞いて『反省しています。』という答えを引き出していますが、あれに意味があるんですか。」という問いかけを受けたことがある。

判決に、被告人に有利な情状として「被告人は公判廷で反省の弁を述べている」ことを挙げてもらうためです、と応えるべきであろうが、それは氏の質問への「まっとうな」答えにはなっていない。

氏は、心からの真摯な反省でなければ、これからの更生には繋がらないのだから、もっと掘り下げるべきだ、といたいなのだから。

被疑者被告人は、罪を犯したとしても、その重荷を背負い、これからも人生を送っていく一個の人間である（死刑判決を受けた人にも、刑の執行までの人生はある。）。

その人生の全部ないし一部を剥奪するかもしれないという重大な局面に、弁護人として立ち会う以上、彼らのこれからの人生にも思いを馳せる必要がある。検察官の求刑から幾ら削れるかのみにも拘泥するのは、やはり「情けない」という気がしてしまう。

ということで、申し訳ないが、社会福祉士の皆さんには、今後もややこしい事件をお願いすることになるであろう。

「再犯防止」などという大義名分のためではなく、ただ当職が旨い酒を飲むために。

旨い酒を飲むのであれば、できるだけ多くの仲間とともに飲みたいものである。

そのために、胸は張れないが、ボソボソながら

であるが、「岡山モデル」を利用しよう！と呼びかけたい。

つづく

